

令和4年1月29日開催

宝塚市議会報告会

令和3年第4回（12月）定例会

総務常任委員会報告

報告者：総務常任委員会委員 梶川 みさお

審査した議案

- ▶ **議案第123号** 令和3年度宝塚市一般会計補正予算（第10号）
- ▶ **議案第124号** 令和3年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）
- ▶ **議案第125号** 令和3年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第2号）
- ▶ **議案第126号** 令和3年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第3号）
- ▶ **議案第127号** 令和3年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）
- ▶ **議案第139号** 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第123号 令和3年度宝塚市一般会計補正予算（第10号）

▶ 歳入歳出ともに 21億7,760万4千円を増額し



総額を899億9,593万5千円

歳入の主なもの

- ・ 寄附金 7,203万8千円
- ・ 繰越金 15億1,338万9千円
- ・ 諸収入 1億7,807万9千円

歳出の主なもの

- ・ 企画調整事業 150万円
- ・ 基金管理事業 16億274万1千円
- ・ 自立支援事業 5億1,066万4千円
- ・ 宝塚市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 1,810万1千円
- ・ 特別支援教育推進事業 18万2千円

歳入 21億7,760万4千円の詳細

▶	・寄附金	7,203万8千円
▶	日本中央競馬会（環境整備事業）	4,537万8千円
▶	個人（新型コロナウイルス対策に係る寄附金）	461万円
▶	子ども施策に対する寄附金	2,000万円
▶	企業版ふるさと納税に係る寄附金外	205万円
▶	・繰越金 前年度からの繰越金	15億1,338万9千円
▶	・諸収入	1億7,807万9千円
	後期高齢者医療療養給付費負担金過年度分返還金	
▶	・その他 執行額の確定に伴う執行残など	4億1,409万8千円

歳出 21億7,760万4千円の詳細

- ▶ ・企画調整事業 150万円
- ▶ 地方創生による持続可能なまちづくりに関する調査分析業務委託

- ▶ ・基金管理事業 16億274万1千円
- ▶ 財政調整基金積立金 9億6,875万円
- ▶ 都市計画事業基金積立金 2億4,923万2千円
- ▶ 新ごみ処理施設建設基金積立金 3億7,800万円
- ▶ 新型コロナウイルス対策思いやり応援基金積立金 461万円

- ▶ ・自立支援事業 5億1,066万4千円
- ▶ 障害福祉サービス費給付費 4億1,400万円
- ▶ ・宝塚市ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 1,810万1千円
- ▶ ・特別支援教育推進事業 18万2千円

- ▶ 審査の結果、本議案は、全員一致で可決されました。

議案第139号 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

<議案の概要>

日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬について、県内の最低賃金の上昇と、昨年度からの会計年度任用職員制度への移行により設けた経過措置期間の終了に伴い、日額単価の引上げなどを行うとともに、期末手当の支給に関して所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

＜会計年度任用職員制度とは＞

1. 概要

全国の自治体で働く非正規職員（非常勤嘱託職員やパート・アルバイトなどの臨時的任用職員など）の任用根拠条文が地方公務員法第3条、第17条、第22条5項などであるとともに報酬や手当などの支給基準が明確になっていなかったため、このたび、地方公務員法等を改正し、2020年4月から、任用根拠条文を地方公務員法第22条の2「会計年度任用職員」という名称に統一し、フルタイム職員を第1項第2号と定め、給料、旅費、手当を支給し、パートタイム職員を第1項第1号と定め、報酬、費用弁償、期末手当を支給することになりました。

2. 宝塚市の状況

宝塚市には、非常勤嘱託職員（地域児童育成会の支援員や学校給食嘱託調理員など）約230人と臨時的任用職員約1,000人が働いています。この1,230人すべてが会計年度任用職員となるとともに、正規職員より勤務時間が短いので、すべてがパートタイム職員となります。さらに、非常勤嘱託職員を「月額職員」に、臨時的任用職員を「日額又は時間額職員」に区分されました。

3. 議案の詳細

この「日額又は時間額職員」約1,000人が対象になります。これまで日額職員（週の勤務時間が29時間を超える者に限る）には期末手当が支給されており、上記を除く日額職員及び時間額職員には期末手当が支給されていませんでした。そこで、このたび2年間の経過措置期間の終了に伴い、正規職員と同じ率（年間2.55月）の期末手当を支給するため、日額単価の引き上げや年収の増減などの調整を含めて条例改正を行います。

＜主な質疑＞

（質問） 今回の改正で、年収が13万円以上上がる人がいる一方で、下がる人がいるのは不公平ではないか。

（答弁） マイナスが出ないようにすることは可能である。

（質問） 年収がマイナスになる職員をゼロにするとしたら、総額で影響額は幾らになるのか。

（答弁） 年間で約800万円必要と見込んでいる。

（質問） 制度の趣旨は、非常勤職員の報酬等が自治体間で取扱いに差があったところを統一するもので、経過措置期間が終了し制度が完全実施となると、他市と基本的には同じになる。現行制度の期末手当の支給基準としていた支給日数表は、宝塚市が他市と比べて高かったということではないか。

（答弁） 他市の状況を見て、それぞれ均衡を取りながら交渉して決定しているので単純に比較はしにくいですが、近隣市との均衡は取れていると考えている。

審査の結果、本議案は、全員一致で可決されました。

その他の議案

- ▶ 議案第124号 令和3年度宝塚市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第3号）
- ▶ 議案第125号 令和3年度宝塚市特別会計国民健康保険診療施設費補正予算（第2号）
- ▶ 議案第126号 令和3年度宝塚市特別会計介護保険事業費補正予算（第3号）
- ▶ 議案第127号 令和3年度宝塚市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）

以上4件の議案についても、全員一致で可決されました。

報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。

詳細資料は

宝塚市議会 令和3年12月定例会



🔍 検索



で検索